

## 高松市リスクマネジメント体制全庁モニタリング報告書の概要

高松市リスクマネジメント体制整備要綱に基づき、全庁モニタリング報告書の概要を公表するものです。

### 1 リスクマネジメント体制の整備及び運用について

高松市においては、「高松市リスクマネジメント体制整備要綱」（令和2年5月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、高松市長をリスクマネジメント最高責任者とし、事務の管理及び執行が、法令等に適合し、かつ適正に行われることを確保するために必要な体制の整備を行っています。

リスクマネジメント体制の運用は、各所属による不祥事撲滅推進プログラム作成と実施、毎月2回のリスクマネジメント会議実施及び月1回のリスクマネジメント報告（局別報告書）、局別報告書に基づく月1回の全庁リスク報告内容の局長会議における検討、並びに年度末のリスク対応状況のモニタリング等により実施しています。

各所属が作成する不祥事撲滅推進プログラムは、全所属職員に共通する全庁リスク対策項目及び各所属が定める個別リスク対策項目により構成されています。

各所属は、深刻度大とされるリスクを認識した場合や、リスク対応状況のモニタリングにおける協議により再発防止策を変更し、不祥事撲滅推進プログラムに反映することとした場合等に、個別リスク対策項目の内容を改定するとともに、リスクマネジメント最高責任者の指示があり、全庁リスク対策項目が改訂された場合等に、不祥事撲滅推進プログラムの内容を改定しています。

### 2 手続

令和4年4月1日から令和5年3月31日までを対象期間とし、モニタリングを実施しました。

まず、各所属において、上記対象期間にリスクマネジメント会議において定めた再発防止策について、現在実施されているか否か、深刻度の変化等により実施内容を変更する必要があるか否か等を協議しました。

この協議の内容に関するモニタリング報告は、リスクマネジメント管理者（所属の課長職にある職員）からリスクマネジメント統括部署（総務局コンプライアンス推進課）に対するモニタリング報告書の提出により行われました。

上記の協議の結果、再発防止策が適切に実施されていないと判明したリスク、又は実施内容を変更する必要があるとされたリスクがある所属については、リスクマネジメント管理者等が改めて不祥事撲滅推進プログラムの点検によるリスクの特定及び特定したリスクの分析、評価及び対応について協議を行った上で、必要な措置を取り、その内容が報告されています。

この報告を受け、リスクマネジメント統括部署は、再発防止策の実施状況、再発防止策が適切に実施されていないと判明したリスク等について講じられた措置の状況等について、書面調査又はヒアリング調査を実施し、リスクマネジメント体制の整備及び運用上の不備の有無を明らかにし、全庁モニタリング報告書を取りまとめ、リスクマネジメント統括責任者（総務局長）に送付し、リスクマネジメント統括責任者は、リスクマネジメント最高責任者に、その内容を報告しました。

### 3 結果

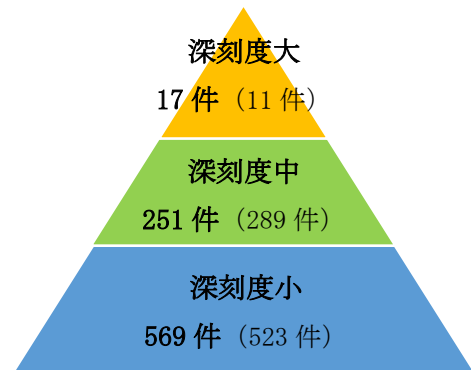
#### (1) 発生リスクと対策の状況

対象期間中のリスクの発生件数は837件報告されており、深刻度別の内訳で見ると、深刻度大が17件（2.0%）、深刻度中が251件（30.0%）、深刻度小が569件（68.0%）となっています。

（参考）前年度の状況

リスクの発生件数 826件

深刻度大11件（1.3%）、中289件（35.0%）、小523件（63.3%）、未評価3件（0.4%）



リスクレベルの順に、  
 深刻度大 > 深刻度中 > 深刻度小  
 ※ 括弧書きは前年度

深刻度大と評価されたリスクに対しては、全て再発防止策の実施が決定され、また、適切に実施されていました。

#### (2) 深刻度大と評価されたリスクの内容と再発防止策

No.	事案の内容	再発防止策
1	本来であればメールアドレスが表示されない形式（Bcc）で送信すべきところ、メールアドレス	（既定の全庁リスク対策項目有り） 市民に対するメール送信時には、複数人で確認するなどし、再発防止を徹底する。

No.	事案の内容	再発防止策
	が表示される形式（T o）で送信したために、メールアドレスが外部に漏れてしまった事案。	
2	本来であればメールアドレスが表示されない形式（B c c）で送信すべきところ、メールアドレスが表示される形式（C c）で送信したために、メールアドレスが外部に漏れてしまった事案。	（既定の全庁リスク対策項目有り） 個人情報の取り扱いについては、慣れた業務でも注意を怠らないよう注意するように徹底した。
3	委託先から受領した、個人情報が含まれる書類1件を紛失した事案。	（既定の全庁リスク対策項目有り） 委託先と書類等の受け渡しをする場合は、受け渡しする書類等を双方で確認し記録する。
4	ファックスの誤送信により、個人情報情報が漏れいた事案。	（既定の全庁リスク対策項目有り） ①短縮ダイヤルの登録削除 ②一斉送信機能の設定解除 ③新たな操作方法を設定以上3項目の再発防止策を実施し、職員に周知するとともにファックス機器に操作方法を表示した。
5	卵、乳アレルギー児に誤って卵使用のおやつを提供した事案。	（全庁リスクに該当しない） ・給食日誌にアレルギーチェックをする際、必ずアレルギー対象物質用紙と照らし合わせて確認する。確認は複数人で行う。 ・前日に再度、アレルギーチェック表に間違いがないか複数で確認作業を行い、アレルギー対応の有無を作業工程表に記入することで、全調理員が確認できるようにする。
6	診療所の改築移転に伴う各種手続ができていなかった事案。	（既定の全庁リスク対策項目有り） 保健所以外の機関への手続についての確認

No.	事案の内容	再発防止策
		を怠っていた。課内で前例にない事案を処理する場合、市の内部で同じ事例に対応した部署を探し、必要な手続について確認する。
7	延滞金の計算に必要なデータの入力誤りが判明した事案。	(既定の全庁リスク対策項目有り) システムへの入力作業において、誤った処理が大きな影響を及ぼすことを再認識し、市民への影響の大きな事務作業に際しては、ダブルチェック等の確認を徹底する。また、業務マニュアルへの詳細な手順の掲載や引継書にも掲載し、再発防止に努める。
8	保険料の賦課額変更に伴う納付済延滞金の再計算等の処理が行われておらず、還付未済が発生した事案。	(既定の全庁リスク対策項目有り) 業務マニュアル及び引継書の内容を見直し、処理のタイミングや処理忘れで生じる影響を明示するとともに、経験が浅い職員向けの研修に、担当業務の全体像や市民に与える影響等も把握できる内容を加える。
9	道路占有料の算定誤りにより、事業者から過大に徴収していた事案。	(既定の全庁リスク対策項目有り) 算定資料を複数人でチェックするとともに、継続分については、前年度の徴収額と比較する。
10	個人情報が含まれる書類を別人に渡した事案。	(既定の全庁リスク対策項目有り) 書類を手渡すときは、書類が間違いないことを受領者とともに読み合わせする。
11	本来であればメールアドレスが表示されない形式(Bcc)で送信すべきところ、メールアドレスが表示される形式(To)で送信したために、メールアドレスが外	(既定の全庁リスク対策項目有り) 今回の事案を周知し、メール送信の前に、別の職員がBccの確認をするとともに、メールを送信する際はいかなる場合でもBccで送信するよう指導した。

No.	事案の内容	再発防止策
	部に漏れてしまった事案。	
12	乳アレルギー児に誤って牛乳を提供した事案。	<p>(全庁リスクに該当しない)</p> <p>牛乳除去の場合でも必ずアレルギーのトレイを使用する。職員間で再度話し合い、トレイの使用を徹底し、トレイを使用していなければ、必ず使用するよう伝える。アレルギー対応児には、アレルギーがあってもなくても毎回必ずトレイを使用することを共通理解する。配膳前、お代わり提供時に、喫食可能か、除去食か、代替品持参かを複数の目で確認する。</p>
13	アレルギー児に代替食を配膳していたにもかかわらず、誤っておやつを提供した事案。	<p>(全庁リスクに該当しない)</p> <p>喫食前、配膳時・お代わり提供時に、アレルギー児が喫食可能か除去食か代替品持参か、複数の職員で声出しをして確認する。</p> <p>おやつやお茶を園児が自分で取りに来る提供の仕方を控えるようにする。</p> <p>食育の研修資料を再度見直し、職員間でアレルギー児への対応の仕方を話し合い、共通理解して命に関わることの重要性を再度認識する。</p> <p>アレルギー日誌は、使用する商品の食品規格書、アレルゲン表示対象物質と照らし合わせながら、必ず複数人で確認する。</p>
14	魚アレルギー児に誤って魚使用の給食を提供した事案。	<p>(全庁リスクに該当しない)</p> <p>商品規格書で原材料を確認し、アレルゲン箇所にもマーカーでチェックをつける。</p> <p>アレルギー日誌は、使用する商品の食品規格</p>

No.	事案の内容	再発防止策
		書、アレルギー表示対象物質と照らし合わせながら、必ず複数人で確認する。
15	市民の生命・身体に関わる相談等に対応していた案件で、電話の聞き取りや伝言などの職員の連携が不十分だったため、対応が遅れた事案。	(既定の全庁リスク対策項目有り) 電話対応は、深刻・重大な案件に繋がることが多いという危機感や認識について、朝礼で注意喚起する。 各電話に意識付けのメモを貼る。 電話対応時の確認事項を記載した課内共通のメモ様式を作成する。
16	乳アレルギー児に誤って乳成分使用のおやつを提供した事案。	(全庁リスクに該当しない) アレルギー児の一覧表は毎月確認を行い、延長保育用のおやつケースに保管しておく。提供前におよつの成分とアレルギー児の確認を行う。
17	個人情報を含む書類を、外出先で、委託先の事業者到手渡したところ、委託先の事業者が紛失した事案。	(既定の全庁リスク対策項目有り) 委託先と個人情報を受け渡す際は、市窓口、当該個人の自宅など所定の場所で行う。 委託先に対し、事務所内の個人情報保管管理を適切に行うよう指導する。

### (3) リスクマネジメント体制の整備及び運用に対する評価

#### ア 評価の視点

リスクマネジメント体制の不備は、リスクマネジメント体制が存在しない、規定されている方針及び手続ではリスクマネジメント体制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の整備上の不備と、整備段階で意図したようにリスクマネジメントの効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた運用上の不備からなります。

また、整備上の不備のうち重大な不備としては、全庁リスク対策項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものが該当し、運用上の不備のうち重大な不備としては、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたものが該当

します。

#### **イ リスクマネジメント体制の整備上の不備について**

対象期間中のリスクマネジメント体制の整備上の不備については、対象期間中に発生した深刻度大と評価されるリスクが、既に全庁リスク対策項目その他の規定されている方針及び手続において対策が講じられるとともにそれらが適切に適用されているものであったことから、該当する事案はありませんでした。

#### **ウ リスクマネジメント体制の運用上の不備について**

対象期間中のリスクマネジメント体制の運用上の不備については、対象期間中に発生した深刻度大と評価される全てのリスクが、既に講じられていた全庁リスク対策項目等に基づく対策の効果が得られず、結果として不適切な事項を発生させたものであることから、17件全てが該当するものと認められます。

しかしながら、これらが結果的に大きな経済的・社会的不利益を生じさせたとは言えず、重大な不備には該当する事案は認められませんでした。

### **4 モニタリングの結果**

上記のとおり、リスクマネジメント体制の整備及び運用上の不備に該当する事案が認められましたが、これらの事案については、前述のとおり全て再発防止策が講じられ、適切に実施されていました。

以上のことから、リスクマネジメント体制は有効に整備及び運用されていると判断するものです。

### **5 不備の是正に関する事項**

記載すべき事項はありません。

令和5年8月7日 高松市長 大西 秀人